

## 令和8年度新任警備員教育の実施について（ご案内）

- 1 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 実施日程 当協会ホームページ(<http://www.shinkeikyo.or.jp>)掲載の「令和8年度新任警備員教育実施日程表」のとおり。
- 3 実施場所 横浜市中区寿町二丁目5番地の1  
川本工業ビル5階 研修室  
※都合により会場が変更になる場合があります。
- 4 教育区分及び教育時間
  - (1) 教育区分及び時間  
別添1「新任警備員教育計画書」に基づき、次の2コースで行います。
    - ① 1号警備業務（施設）3日間コース  
基本教育10時間、業務別教育（1号）10時間の合計20時間
    - ② 基本教育1.5日間コース  
基本教育10時間  
（上記コース①の初日と2日目の午前中実施）
  - (2) 補充教育  
「基本教育コース」を受講した場合は、業務別教育10時間以上の補充教育が必要となりますので、各社において実態に即した教育の徹底をお願いいたします。
  - (3) 修了証書及び教育実施簿の交付  
当協会の新任警備員教育を修了した方には、修了証書及び教育実施簿を交付いたしますので、担当者は御確認のうえ、警備員名簿とともに整理し保存しておいてください。
- 5 受講料（消費税を含む）
  - (1) 1号警備業務及（3日間コース）
    - ① 会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 9,600円
    - ② 非会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 19,200円
    - ③ 未認定等の一般受講者・・・・・・・・・・1名につき 24,000円
  - (2) 基本コース（1.5日間）
    - ① 会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 5,200円
    - ② 非会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 10,400円
    - ③ 未認定等の一般受講者・・・・・・・・・・1名につき 13,000円※ 受講開始日及び教育途中で辞退されても受講料は請求いたしますので  
ご注意願います。  
※ 当協会発行の「新警備員教本」は受講初日に配布いたします。
- 6 受講料の納付方法  
毎月末日に当月分の請求書を発行・送付いたします。  
翌月末日までに下記口座へお振込みください。  
振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

---

【お振込先】

銀行名：横浜銀行 本店営業部  
口座種別：普通  
口座番号：0362083  
口座名義：シャ) カナガワケンケイビギョウキョウカイ

---

7 受講申込み

(1) 申込受付

受講申込みは、別添2「新任警備員教育(セキュリティ科)受講申込書(入校願)」に必要事項を記載し、メール又はFAXにて仮申込をしてください。

(2) 申込期限

講習初日の前日(土・日・祝日を除く)正午までとします。

(3) 提出書類

・新任警備員教育(セキュリティ科)受講申込書(入校願)

・雇用保険被保険者証等の写し(受講者の所属する事業所名が入ったもの)

※ 当協会で行う新任警備員教育は、県の職業訓練校として認定を受けているため、雇用保険に加入後速やかに、送付頂きますようお願いいたします。

※ 資本金5001万円以上、総従業員数101名以上、の双方が該当する企業様につきましては不要です。

8 その他

(1) 受講生に「別添3 新任警備員教育受講案内(受講者用)」をお渡し下さい。

(2) 実施日程、実施場所等が変更になる場合は、当協会ホームページに掲載します。

連絡先

(一社) 神奈川県警備業協会  
新任教育担当

TEL 045-225-8825

FAX 045-225-8707

E-MAIL [kensyuu@shinkeikyo.or.jp](mailto:kensyuu@shinkeikyo.or.jp)

URL <http://www.shinkeikyo.or.jp>

# 新任警備員教育計画書(基本)

対象：各社で雇用して新たに警備業務に従事させようとする警備員

一般社団法人 神奈川県警備業協会

令和8年4月1日

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
基本教育	警備業務実施の基本原則に関する事	1 警備業法第15条に関する事	講義	1:00	協会講師
	警備員の資質の向上に関する事	1 警備業の社会的役割 2 警備員の使命と心構え 3 報告・連絡	講義 実技	0:30	協会講師
		3 礼式 4 基本動作		1:00	
	警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関する事	1 警備業法	講義	1:00	協会講師
		2 憲法		0:30	
		3 刑法		1:00	
		4 刑事訴訟法		1:00	
		5 遺失物法		0:30	
	事故発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関する事	1 警察機関への連絡 通報要領、留意事項	講義 実技	0:30	協会講師
		2 現場保存		0:30	
3 避難誘導		0:30			
4 救急蘇生法		1:00			
護身用具の使用 方法その他護身の方法に関する事	1 護身用具の使用 方法、使用の限界	講義 実技	1:00	協会講師	
	2 護身術				
計				10時間	

# 新任警備員教育計画書（1号業務）

対象：各社で雇用して新たに警備業務に従事させようとする警備員

一般社団法人 神奈川県警備業協会

令和8年4月1日

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
業務別教育・一号（施設警備業務）	警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関する事	1 出入管理の意義と形態 2 警備計画及び警備指令書 3 出入管理業務「人」の管理「物」の管理「車」の管理 4 出入管理の一般的心得 5 権限の委任と限界 6 報告 7 警備日誌	講義	3:30	協会講師
	巡回の方法に関する事	1 巡回業務の意義と目的 2 巡回勤務の種類と方法 3 巡回勤務の注意点留意事項	実技	2:00	協会講師
	警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関する事	1 設置目的、性能、取り扱い方法及び留意事項 2 確認掌握に関する事項		1:00	協会講師
	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する事	1 不審者等の排除と逮捕権の行使 2 来訪者の手荷物検査、金属探知機の使用 3 受傷事故防止 4 警察機関に対する連絡		2:30	協会講師
	その他当該警備業務を適正に実行するために必要な知識及び技能に関する事	1 鍵の授受、保管 2 受付業務		1:00	協会講師
計				10時間	

# 新任警備員教育（セキュリティ科）受講申込書 (入校願)

一般社団法人 神奈川県警備業協会会長 殿

下記のとおり、新任警備員教育を申し込みます。

令和 年 月 日

希望コース	ア 基本教育・1号業務（3日間）		イ 基本教育（1.5日間）		
協会加盟の有無	ア 会員	イ 非会員	ウ 一般・未認定業者		
受講年月日	令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで				
受講申込事業所	会社名				
	代表者名				
	所在地	〒 -			
	担当者	メール アドレス			
	資本金	円	企業全体で常時雇用する労働者数 人		
	電話番号	( ) -	FAX	( ) -	
受講者1	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時 ( ) 歳	性別	男・女
	住所	〒 -	雇用年月日 年 月 日		
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） ( - )    2 加入予定    3 加入予定無し（理由） ( )			
受講者2	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時 ( ) 歳	性別	男・女
	住所	〒 -	雇用年月日 年 月 日		
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） ( - )    2 加入予定    3 加入予定無し（理由） ( )			
受講者3	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時 ( ) 歳	性別	男・女
	住所	〒 -	雇用年月日 年 月 日		
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） ( - )    2 加入予定    3 加入予定無し（理由） ( )			

※ 新任教育の申込み・変更の締切は、講習初日の前日（土・日・祝日を除く）正午必着となります。  
(会場の都合等で締切日が早まる場合がありますのでホームページのご確認をお願い致します。)

※ 雇用保険加入状況欄記載方法

- ・「1 加入済」の場合は、被保険者番号を記入し雇用保険被保険者証のコピーも送付してください。(FAX送信可)。
- ・「2 加入予定」の場合は、加入後速やかにメールかFAXで提出してください。
- ・「3 未加入」の場合は未加入の理由を記入してください。

※ 本件個人情報、本講習に限って使用し、神奈川県事業内職業訓練事業補助金の申請以外、ご本人の同意なく部外に提供することはありません。

## 新任警備員教育受講案内

### 1 受付時間

受講日初日 午前8時20分から40分まで

※講習室は、午前8時00分前に入場できません。

### 2 受講場所

(一社) 神奈川県警備業協会

横浜市中区寿町2-5-1 川本工業ビル5階

(※都合により講習会場が変更になる場合があります。)

### 3 持参するもの

- ・ 筆記具、ノート

### 4 注意事項

- ・ 午前8時00分前に建物内（敷地を含む）に立ち入ることはご遠慮願います。
- ・ 自転車、バイク、自動車での来場はご遠慮願います。



### <交通>

JR石川町駅 中華街口（北口）から徒歩5分

### <連絡先>

電話 045-225-8825